

三鷹市新規出店者支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、商店街のにぎわい創出と活性化を図るため、三鷹市の区域内（以下「市内」という。）の賃貸物件に店舗を出店する中小企業者等（以下「出店者」という。）に対し、予算の範囲内において新規出店者支援金（以下「支援金」という。）を支給する事業を実施するに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

イ 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者

ウ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 6 号に規定する公益法人等及び他の法令の規定により公益法人等とみなされる法人（三鷹市の財政援助団体及び出資団体を除き、その従業員の数が、アに掲げる中小企業者等と同程度のものに限る。）

(2) 商店会 次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定により設立された商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）により設立された事業協同組合

ウ 次に掲げる事項に照らし、三鷹市が商店会と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接してその事業を営み、かつ、組織的な活動を行っているもの

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されているもの

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(3) 営業 市内に店舗を構え、来店した一般消費者に対して商品や飲食の提供を行う形態をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内の賃貸物件（住居を兼ねるものについては、住宅部分と店舗部分が明確に区分できるものに限

る。)を賃借して市長が別に定める期間に事業を開始した中小企業者等であって、次の各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該賃貸物件が所在する地域の商店会（当該地域に商店会が組織されていない場合は、他の地域の商店会又は三鷹商工会とする。）に加入し、当該商店会の実施するイベント活動等に協力できること。ただし、当該支給対象者が地域の商店会への加入意思を示したものの商店会が加入を拒否した場合は、この限りでない。
- (2) 第7条の規定により支援金の支給の申請をする月（以下「申請月」という。）から起算し、店舗を出店しようとする賃貸物件について1年を超える賃貸借契約を締結していること。
- (3) 事業を1年以上継続することが見込まれること。
- (4) 市内の別の店舗で既に事業を行っている場合は、当該既存店舗での事業を申請月から起算して1年以上継続して行う見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としな

- い。
- (1) 住民税を滞納している者
- (2) 事業を営むに当たり、法令の規定に違反していると認められる者
- (3) 三鷹市暴力団排除条例（平成24年三鷹市条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者（法人にあっては、その役員等が当該暴力団関係者）
- (4) 個人にあっては、店舗を出店する賃貸物件の所有者が当該個人又は当該個人を代表者とする法人であるもの
- (5) 法人にあっては、店舗を出店する賃貸物件の所有者が当該法人、当該法人の代表者又は当該代表者が代表する他の法人であるもの
- (6) 過去に支援金の支給を受けた者が、当該支給に係る事業を1年以上継続することができなかった場合において、当該支給に係る事業を行うために賃借した賃貸物件において事業を開始しようとするもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める者
（支援金対象事業）

第4条 支援金の支給の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 主たる業種を小売業又は飲食業とする事業であって、1年以上継続して営業することが見込まれ、かつ、1月当たり概ね15日以上営業を行うもの
- (2) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は対象事業としない。

- (1) 商店街のにぎわい創出と活性化への波及効果が期待できない事業
- (2) 車両等での移動販売又は仮設テント若しくは仮設店舗で行う事業
- (3) 支給対象者が市内で現に行っている事業を社名又は代表者変更して行う事業
- (4) 市内から市内の別の地域に移転して行う事業（閉店から概ね1年以上経過したものを除く。）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係る事業
- (6) その他市長が不適切と認める事業
（支援金の支給）

第5条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、支援金を支給する。

2 支援金の支給は、一の支給対象者につき、事業開始時に1回及び事業開始後6か月経過時に1回に限り行うものとする。

（支給額）

第6条 支援金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 事業開始時 30万円
- (2) 事業開始後6か月経過時 30万円

（支給の申請）

第7条 前条第1号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、三鷹市新規出店者支援金支給申請書兼請求書（事業開始時）（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 店舗を出店する賃貸物件の賃貸借契約書の写し
- (2) 前号の賃貸物件の案内図
- (3) 第1号の賃貸物件の申請日直近の外観及び内観の写真
- (4) 事業を開始したことが分かる書類の写し
- (5) 履歴事項全部証明書又はその写し（法人が申請する場合に限る。）
- (6) 事業実施計画書・商店会加入確認書（様式第2号）
- (7) 月別収支計画書（様式第3号）又は月別の収支計画が分かる書類
- (8) 住民税の納税証明書
- (9) 誓約書（様式第4号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前条第1号に規定する支援金の支給の決定を受け、事業開始後6か月を経過して前条第2号に規定する支援金の支給を受けようとする者は、三鷹市新規出店者支援金支給申請書兼請求書（事業開始後6か月）（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業開始から6か月分の家賃の支払いが確認できる書類の写し

(2) 事業実施報告書・商店会加入確認書（様式第6号）

(3) 月別収支報告書（6か月経過時）（様式第7号）又は月別の収支状況が分かる書類

(4) 誓約書（様式第4号）

(5) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の支援金の支給の申請は、一の支給対象者につき、一会計年度において1事業限りとする。

（支給の決定等）

第8条 市長は、前条各項の規定による申請があったときは、申請受付後、必要に応じて現地調査等を行い、その内容について審査し、当該審査の結果、その内容が適当であると認めたときは支援金の支給を決定し、三鷹市新規出店者支援金支給決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支給しないことを決定したときは、その理由を付して、三鷹市新規出店者支援金不支給決定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは、速やかに申請者の指定する口座に第6条各号の支援金を振り込むものとする。

（支給決定の取消し等）

第9条 市長は、支給決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

（帳簿等の整理保管）

第10条 支給決定を受けた者は、支援金の支給の申請に係る書類及び事業開始日から1年間の事業の収支状況を明らかにした書類について、当該支援金の支給を受けた年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 21 日から施行する。